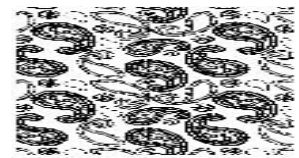


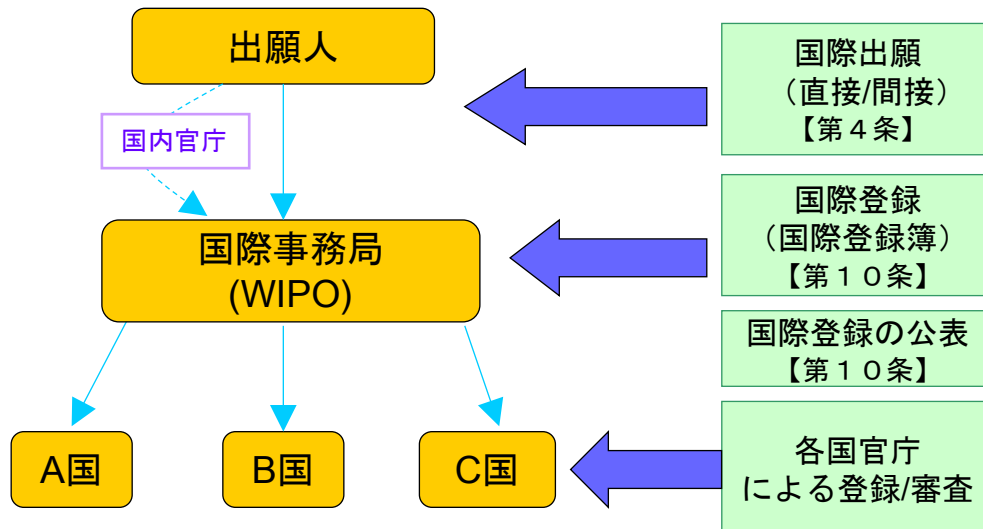


意匠国際登録ジュネーブ改正協定 (1999年採択、2003年発効)



概要

- 現在:各国ごとに出願手続が必要
→ 1回の国際出願手続で複数国への出願が可能に
【第3条～第18条】
- 1925年に本改正協定の元となるハーグ協定を採択
(その後、1934年と1960年にも改正協定を採択)
- 本改正協定は、我が国のように意匠登録に際して審査
を行う国にも配慮した内容【第12条】
- 46箇国(仏、独、EU等)が締結(2014年1月現在)
→ 米、加、露、中、韓も加入を検討中



意義

- コストの削減
各国ごとに出願手続が不要に
→ 出願人の事務・費用の負担軽減
→ 登録に関する管理コストの削減
- 国際的な広がり
→ 我が国意匠の国際的周知・保護の促進
→ 我が国企業の国際競争力強化

* 経済界からも強い要望あり

(参考1)意匠

物品(物品の部分を含む。)の形状、模様、色彩に関するデザイン。例えば、車・家具・家電製品等の外観、絨毯・包装紙の模様等。

(参考2)WIPO(世界知的所有権機関)

・1970年設立。知的財産の保護の国際的促進のためのルール作りを行う国連専門機関。
・本部はジュネーブ。2012年現在、185箇国が加盟。